

○ 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定) (抜粋)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【農林水産省】

(4) 農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。

(ii) 農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。
- ・ 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。
- ・ 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。
- ・ 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。
- ・ 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

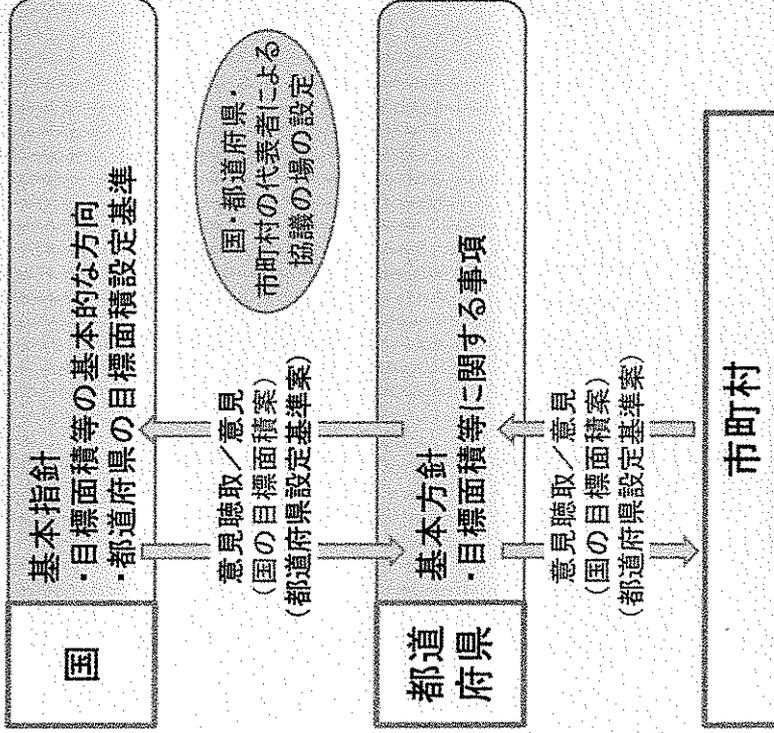
# 農地転用許可に係る権限移譲等について(概要)

## 農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
  - ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画)
    - 市町村の意見聴取手続きの創設
      - 地方六団体提言の検証
  - ・国と地方の十分な議論を担保
    - 国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など

## 農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
  - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
  - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村)に移譲
    - (下記の指定市町村)については、当該指定市町村に移譲
  - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

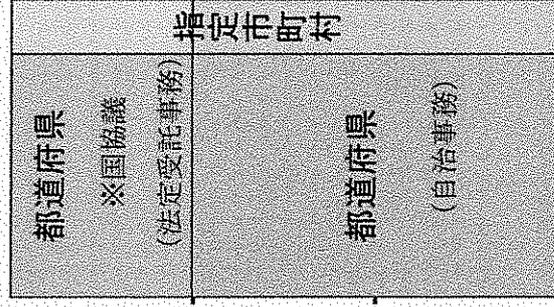


※上記過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映

### 現行制度



### 見直し後



○権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換を踏まえ、必要に応じ転用基準の明確化等を行うとともに、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律による農地法の改正

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

現行	改正後
<p>(農地の転用の制限)            第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。））の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>(農地の転用の制限)            第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>(違反転用に対する処分)            第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに係人の利益を衡量して特に必要があるときは、その必要の限度において、第四條若しくは第五條の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事を命じ、その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>(違反転用に対する処分)            第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに係人の利益を衡量して特に必要があるときは、その必要の限度において、第四條若しくは第五條の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事を命じ、若しくは相当の期限を定め、原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

現行	改正後
<p>(農用地区域内における開発行為の制限) 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしよととする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p>	<p>(農用地区域内における開発行為の制限) 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしよととする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p>
<p>(監督処分) 第十五条の三 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>	<p>(監督処分) 第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>